

## 中小事業者や個人事業主を対象とした「給付金」・「協力金」について

区内中小事業者や個人事業主を対象とした、給付金及び休業に関する協力金についての情報を掲載しました。  
ここに掲載していない支援や、支援を申し込む前には、必ず最新の情報をご確認ください。

### 【国】持続化給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（第3弾）4/7 発表分

事業継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための給付金制度。

(イメージ図)

支給対象者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、

事業収入が前年同月比50%以上※減少した事業者

※2020年1月から12月までのうち、2019年の同月比で売上が半減した  
ひと月を選択します。

・資本金10億円以上の大企業を除きます。

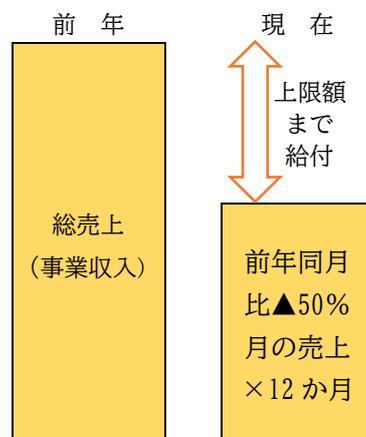
・医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人なども含まれます。

給付額 下記の範囲内で前年の事業収入からの減少額

法人 200万円

個人事業主(フリーランス含む) 100万円

※昨年創業した方等に合った対応も引き続き検討中



申請・給付の時期 国の補正予算成立後、1週間程度で申請受付を開始。

電子申請の場合、申請から2週間程度で給付することを想定しています。

(申請者の銀行口座への振り込み)

申請方法 Web上での申請

または、完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口

必要書類 住所、口座番号のほか

【法人の場合】

①法人番号 ②2019年の確定申告書類の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿など

【個人事業主の場合】

①本人確認書類 ②2019年の確定申告書類の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿など

その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を目途に、国から確定・公表される予定ですので、最新の情報をご確認ください。

【持続化給付金について】  
経済産業省ホームページ  
新型コロナウイルス感染症関連



お問合せ先

※4/13から番号が変わりました。

中小企業庁 金融・給付金相談窓口

☎ 0570-783183

平日・休日 9時～17時

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京都の緊急事態措置による要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的にご協力いただける中小の事業者に対して協力金が支給されます。

支給対象者 東京都における緊急事態措置等により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主

※ 要請等対象施設は、下記のQRコードからご参照ください。

支給額 50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）

募集要項公表 令和2年4月22日(水)

受付期間(予定) 令和2年4月22日(水)～6月15日(月)

休業等期間 少なくとも、令和2年4月16日から5月6日までの全日

支給時期 5月上旬～

申請方法 ①Web上での申請 ②郵送または持参も可能

必要書類(予定)

(1)協力金申請書（法人にあつては「法人番号」を記入）

(2)営業実態が確認できる書類

例) 確定申告書の写し、直近の帳簿、業種に係る営業許可証の写し など

(3)休業の状況が確認できる書類

例) 事業収入額を示した帳簿の写し、

休業期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写し など

(4)誓約書

少なくとも4月16日から休業や営業時間を短縮したことを証明できるよう、店頭ポスター等の周知を行い、それを記録しておきましょう。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月22日に公表される予定の募集要項をご確認ください。

### 【要請等対象施設】

東京都防災ホームページ  
東京都緊急事態措置  
に関する情報



### 【協力金について】

東京都産業労働局  
「感染拡大防止協力金」  
について



### お問合せ先

※4/15から名称が変わりました。

東京都緊急事態措置等・  
感染拡大防止協力金相談センター

☎03-5388-0567

土日祝日を含む毎日 9時～19時

区融資あつせん、セーフティネット認定等のお申込みは、

台東区中小企業振興センター 台東区小島2-9-18

最寄り駅:つくばEX線、都営大江戸線「新御徒町」徒歩1分

産業振興課 融資担当 ☎5829-4128

※ 相談・申込が集中し、お電話がつながりにくい場合がございます。あらかじめご了承ください。